

君津市公共施設再配置方針



令和3年2月

君 津 市

目 次

第1章 公共施設再配置方針の策定にあたって	1
1 背景及び目的.....	1
2 方針の位置づけ.....	1
3 対象施設.....	1
第2章 公共施設再配置方針	2
1 公共施設再配置に係る全体的な方針.....	2
2 再編の検討方法.....	5
第3章 公共施設評価	7
1 公共施設評価の流れ.....	7
2 一次評価.....	8
3 二次評価.....	12
第4章 公共施設再配置の推進に向けて	17
1 個別施設の方向性.....	17
2 再配置の推進に向けて.....	17

第1章 公共施設再配置方針の策定にあたって

1 背景及び目的

本市では、平成28年度に、本市が保有する資産のうち、学校、公民館などの公共建築物や道路、橋梁などのインフラ施設（以下「公共施設等」という。）について、その現状や課題を踏まえ、長期的な視点に立って最適に管理し、有効活用を図ることにより、将来にわたり持続可能な公共施設サービスを提供することを目的として、君津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定したところです。

総合管理計画は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるものであり、本市の最上位計画である君津市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合を図り、公共施設等に係る庁内横断的な行動計画と位置づけられています。

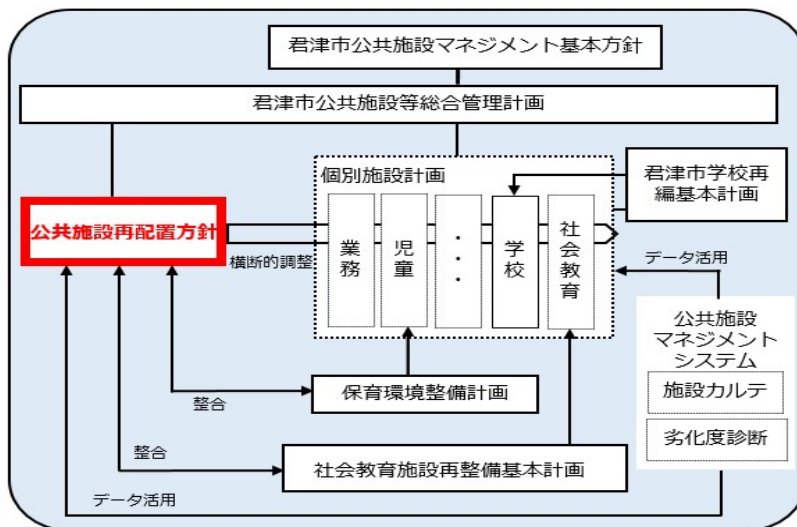
本方針は、この総合管理計画に基づくファシリティマネジメントを強力に推進するために、公共施設の再配置に係る全体的な方針を定めたものです。

また、公共施設再配置の基本となる考え方や手法等をまとめるために実施した「君津まちづくりプロジェクト」で出された意見を集約した提案書も参考にして策定しております。

本市では、持続可能な公共施設サービスの実現に向け、本方針に基づき、施設のあり方の検討や機能集約をまちづくりの一つとして捉え、施設ごとの方向性の検討を行い、公共施設の再配置を進めていきます。

2 方針の位置づけ

公共施設再配置方針は、総合管理計画を上位計画とし、各分野別計画と整合を図りながら、個別施設計画を横断的に調整する役割を担い、公共施設を客観的に評価するものです。そのため、各施設の方向性は、各施設管理者が策定する個別施設計画において示していきます。



3 対象施設

総合管理計画及び平成30年度君津市公共施設カルテ（以下「施設カルテ」という。）に掲載する公共建築物（インフラ施設を除き、令和元年度以降に供用又は建設された公共建築物を含む。）

第2章 公共施設再配置方針

1 公共施設再配置に係る全体的な方針

人口減少や人口構成の変化に伴い、公共施設等の利用状況や、必要規模の変化や公共施設に必要とされるニーズが変化しています。そのため、現状に即した施設総量及び公共施設サービスの見直しが必要であるとともに、施設の老朽化に伴う更新や耐震性の確保への対応も必要です。

また、今後の人口減少や高齢化を考慮すると、大幅な税収の伸びが期待できないことに加え、社会保障関係費の増加が予想されることから、現在の公共施設等をすべてを更新することは困難な状況です。

加えて、市の各種政策や主要な計画に沿ったまちづくり推進のためには、公共施設の再配置に合わせて、地域拠点の創出や交通手段の確保なども重要となります。

そこで、総合管理計画の「再編に関する実施方針」に基づき、将来を見据えた配置・規模を検討するため、公共施設再配置に係る全体的な方針として7つの基本姿勢を定めました。

★ 視点1 将来を見据えた施設の配置

必要な機能を提供するために整備してきたものの、設置から相当の年数を経過している施設もあります。将来を見据え、持続可能で多用途への転用が可能な整備を目指すほか、ICT化の推進や移動手段を確保しながら既存の地区に縛られない視点をもって施設配置を考えていきます。

具体的な方策（例）

- ◆ スケルトン・インフィル設計の検討
- ◆ 交通手段の検討
- ◆ ICT化の推進
- ◆ ライフサイクルコストを意識した施設整備



★ 視点2 事業内容の見直しによる施設の配置

公共施設で展開している機能（事業）のうち、実施場所を見直せるものについては、移転するなど他の施設の有効活用や再配置を検討していきます。また、市外の施設と重複する施設や民間のサービスを活用するなど、既存施設を継続する以外の方法を考えていきます。

具体的な方策（例）

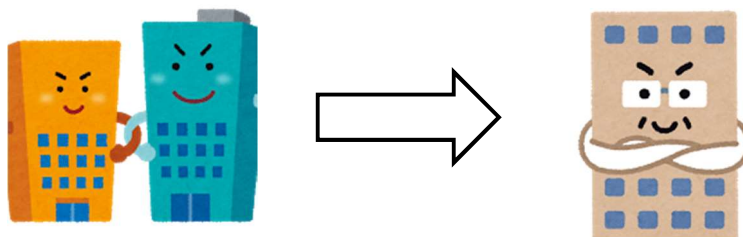
- ◆施設で提供する機能（事業）の見直し
- ◆施設に依存する機能（事業）と依存しない事業の整理
- ◆他施設への機能（事業）移転の検討

★視点3 利用実態を踏まえた施設の配置

同一目的で使用されている施設や利用の少ない施設は、施設の集約・統合、転用により施設の利用率を高めるなど利用実態に合わせた視点から、施設配置を考えていきます。

具体的な方策（例）

- ◆同一の事業や似た機能（事業）を集約・統合し、施設の利用率を高める。
- ◆利用の少ない施設は、他用途への転用を検討

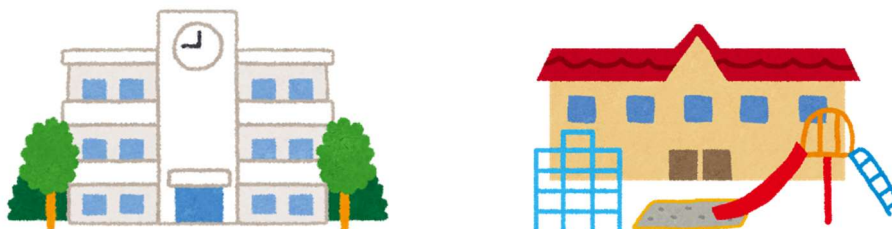


★視点4 地域に必要な施設の配置

地域にあったらいいなという施設ではなく、地域になければならないという視点から施設の再配置を考えていきます。

具体的な方策（例）

- ◆地域単位で「なければならぬ」施設の検討
- ◆地域拠点の創出（実施できる場所）
- ◆地区内の小規模施設の機能を移転し、地区の拠点施設を多機能化



★ 視点5 再配置によるサービスの維持と向上

地域の小規模施設の機能移転によって施設数が減少しても、公共サービスの維持・向上の視点から、複合化施設の多機能化を目指します。

具体的な方策（例）

- ◆ 集約・統合、複合化後のサービス水準の維持の検討
- ◆ 複合化による多世代交流などサービスの質の向上
- ◆ 民間サービスの活用、施設の譲渡など
- ◆ 民設民営の推進及び公共施設の複合化



★ 視点6 防災拠点機能の整備

日常的に市民が利用するとともに災害時の指定避難所となる施設などには、防災拠点機能の視点からも検討して、必要な整備を検討していきます。

具体的な方策（例）

- ◆ 日常的に利用する施設に「防災拠点」機能の整備の検討
- ◆ 「防災拠点」機能の整備



★視点7 施設管理運営体制の見直し

再編にあたっては指定管理者制度を活用して、サービスの向上、収入増加につなげたり、受益者負担の適正化を目指します。

また、公共施設は広い土地を必要とするため借地が多く、今後、長期間維持していく施設ならば、借地料の見直しや借地の買取りなど経費削減も目指します。

さらに、効率化に資する広域行政を推進するため、近隣市との新たな広域連携の可能性についても検討します。

具体的な方策（例）

- ◆受益者負担の見直し
- ◆指定管理者制度の見直し
- ◆職員配置の見直し
- ◆借地料の見直し及び借地の解消
- ◆収入を増やす仕組みづくり
- ◆広域連携による管理運営の見直し

2 再編の検討方法

人口動向や利用状況等を踏まえ、同じ種類の施設の集約・統合、異なる施設による複合化、施設機能の転用等を図ることにより、持続可能な公共施設サービスの実現に向けて再編を検討していきます。

公共建築物の再編、廃止にあたっては、公共施設等を評価し、将来の人口動向や構成の変動、市民ニーズを踏まえたうえで、検討していく必要があります。具体的には、以下のとおり検討します。

(1) 公共施設の評価

公共施設再配置の具体的な方向性の検討にあたって、「ハード（品質）面」として老朽度、劣化度、耐震状況、バリアフリー状況を、「ソフト（供給・財務）面」として利用度、経済性をそれぞれ数値化し、二つの面から定量的なデータ分析による一次評価を行い、公共性や防災機能などを考慮した二次評価を行います。

(2) 再配置手法と検討方法

客観的なデータに基づく公共施設の評価結果によって、個別施設計画の各施設の方向性と横断的な調整を実施していきます。

また、本方針における再配置の主な手法については、次のように定義して、整理を行います。



再配置方針の主な手法



【継続使用】

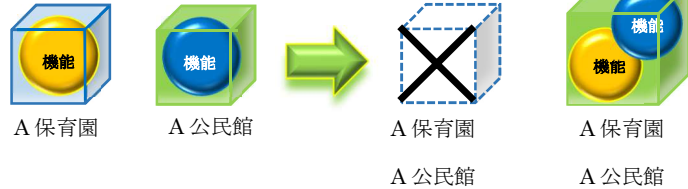
大規模改修や建替えを実施し、老朽化に伴い機能が低下した施設を今後も継続的に使用する。



大規模改修、建替え

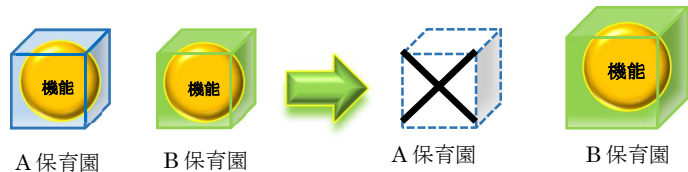
【複合化】

異なる機能を持つ施設を1つの施設にまとめることで、効率や利便性を向上させる。



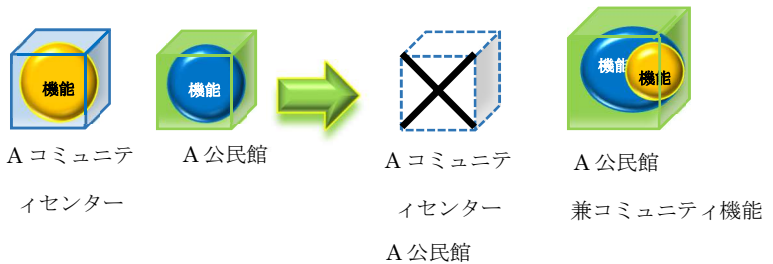
【集約】

同じ機能を持つ施設を統合し、現在のニーズに合った機能規模と延床面積に最適化する。



【統合】

目的が異なる施設の機能が類似している場合、機能を統合して延床面積を最適化する。



【転用】

ニーズが少なくなった機能から新たなニーズに対応した機能に転換し、機能に合わせた改修を行い、利用する。



【譲渡・民営化】

同種の事業や施設を民間事業者に委ねることで、施設の整備、維持管理費などの費用を軽減する。



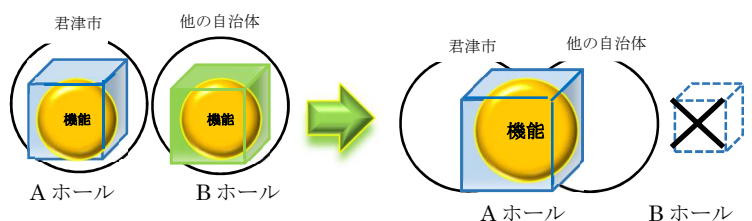
【廃止】

ニーズが少なくなった機能は廃止して延床面積を最適化する。



【広域化】

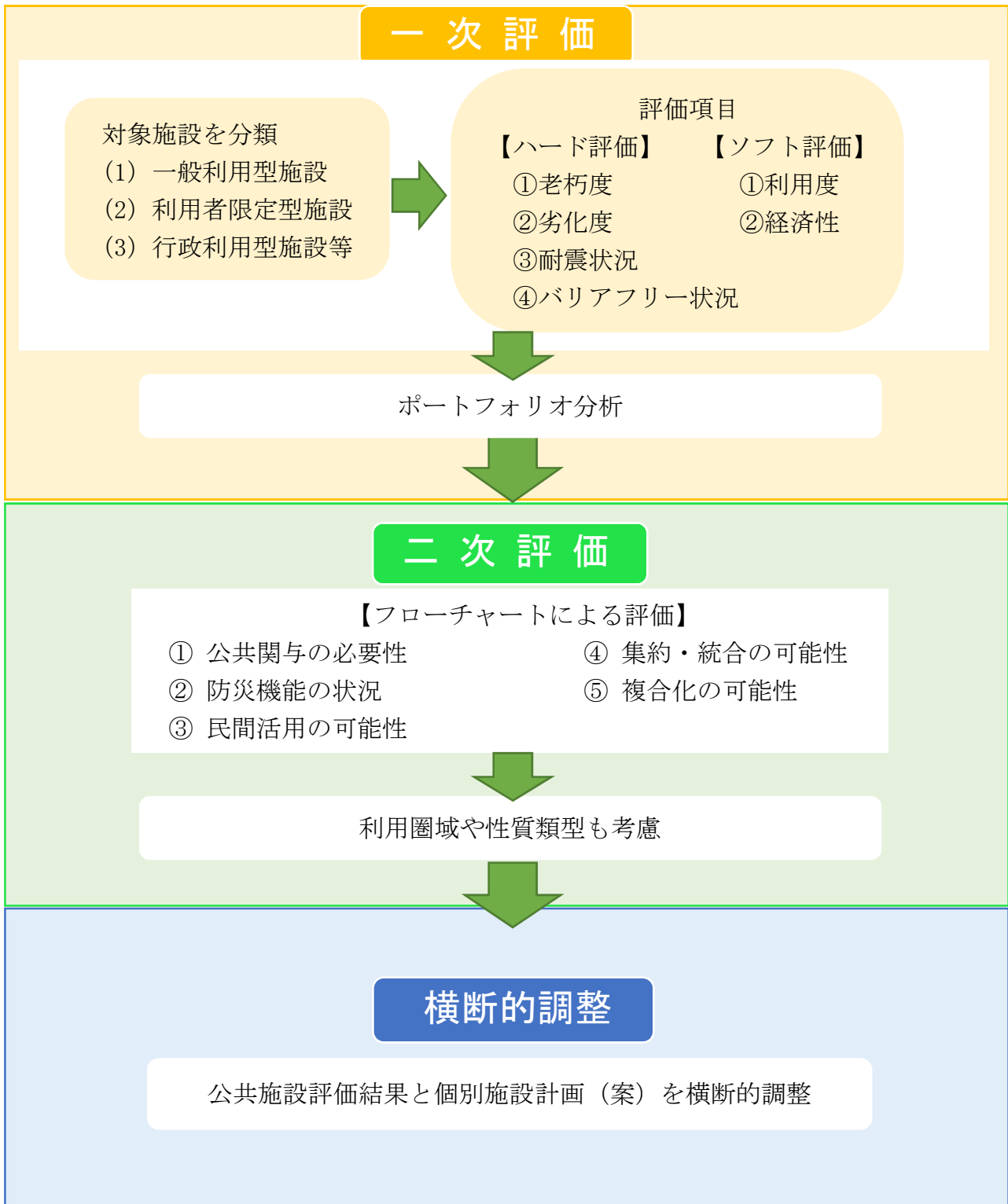
近隣の地方公共団体と施設を共同利用することで、施設の整備、維持管理費などの費用を軽減する。



第3章 公共施設評価

1 公共施設評価の流れ

公共施設の再配置を検討するにあたり、それぞれの施設の現状について、老朽化状況や利用状況などを踏まえた一次評価、公共性や防災機能を考慮した二次評価を実施した上で、各施設の方向性を個別施設計画と調整していきます。



2 一次評価

施設カルテに記載されている255施設のうち、空き公共施設（予定を含む。）及び解体済み施設、個別施設計画が策定されている施設を除いた203施設を対象とし、大きく「一般利用型施設」、「利用者限定型施設」、「行政利用型施設等」の3つに分類して評価を行います。

評価にあたっては、4つの評価分類の性質に応じて、「ハード（品質）面」及び「ソフト（供給・財務）面」の評価を実施します。

なお、屋外利用が主の施設、行政利用型施設等については、利用状況によって再配置を検討することに適さないため「ハード（品質）面」のみの評価を行います。

	一般利用型施設	利用者限定型施設	行政利用型施設等
ハード評価	○	○	○
ソフト評価	○ (屋外利用が主の施設はハード評価のみ)	○	—

(1) 一般利用型施設(49施設)

貸室機能などを主として、市民の利用を主たる目的とする施設を中心とした分類で、「ハード（品質）面」、「ソフト（供給・財務）面」を評価します。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ■地域福祉推進センターゆうゆう館 | ■生きがい支援センター |
| ■老人憩いの家すえよし | ■国保小櫃診療所 |
| ■国保松丘診療所 | ■国保笹診療所 |
| ■子育て支援センター | ■きみつふるさと物産館 |
| ■久留里観光交流センター久留里観光案内所 | |
| ■君津勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津） | |
| ■木のふるさと文化センター | ■里山管理センター三舟の里案内所 |
| ■自然休養村管理センター | ■農村環境改善センター |
| ■生涯学習交流センター（君津中央公民館） | |
| ■君津中央公民館貞元分館 | ■八重原公民館 |
| ■周西公民館 | ■周南公民館 |
| ■小糸公民館 | ■清和公民館 |
| ■小櫃公民館 | ■上総地域交流センター（上総公民館） |
| ■久留里城址資料館 | ■漁業資料館 |
| ■市民文化ホール | ■下町集会所 |
| ■コミュニティセンター(5施設) | ■中央図書館 |

以下、屋外利用が主の施設（16施設）

- | | |
|---------------|---------------|
| ■三石山展望広場 | ■鹿野山九十九谷地区休憩所 |
| ■スポーツ広場（5施設） | ■久留里市民プール |
| ■君津グラウンド・ゴルフ場 | ■人見仮運動場 |
| ■貞元仮運動場 | ■君津緩衝緑地 |
| ■亀山湖畔公園 | ■君津中央公園 |
| ■君津バスターミナル駐車場 | ■坂田駐車場 |

※ 屋外利用が主の施設は、ソフト面の分析が正しい評価を表さないため、ハード面のみの評価とする。(スポーツ広場の公共建築物は倉庫等であり、広場の利用実態とはかけ離れてしまうなど)

(2) 利用者限定型施設 (22施設)

市営住宅など、利用者が限定されている施設を中心とした分類で、「ハード(品質)面」、「ソフト(供給・財務)面」を評価します。ただし、利用者数は定員に対する利用率を算出して評価します。

- | | |
|-------------|-------------|
| ■福祉作業所ふたば園 | ■福祉作業所ミツバ園 |
| ■保育園 (11施設) | ■市営住宅 (9施設) |

(3) 行政利用型施設等 (132施設)

主に行政が事務事業を執行するために利用している施設を中心とし、その他の施設を対象とする分類で、利用状況によって検討することが適さない施設であるため「ハード(品質)面」のみを評価します。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ■市役所本庁舎 | ■行政センター (4施設)・土木事務所 |
| ■消防庁舎 | ■消防署上総分署 |
| ■消防署松丘分署 | ■清掃工場 |
| ■保健福祉センターふれあい館 | ■獣肉処理加工施設 |
| ■中央図書館分室 (5施設) | ■防災備蓄倉庫 (36施設) |
| ■大気汚染測定局 (5施設) | ■君津駅食堂 |
| ■君津駅売店 | ■東部土木事務所資材置場 |
| ■防犯ボックス | ■消防団機庫 (42施設) |
| ■上総聖苑 | ■聖地公園 |
| ■旧国保清和診療所 | ■亀山会館 |
| ■片倉ダム記念館 | ■花木センター |
| ■トイレ施設 (13施設) | ■きみつメイト |
| ■こ線人道橋 (シェルター含む) | ■平山駅待合室 |
| ■小櫃駅舎 | ■松丘ふれあい館 |
| ■小櫃駅前自転車駐輪場 | ■自転車駐車場 |
| ■周南小学校区放課後児童クラブプレハブ教室棟 | |
| ■北子安小学校区放課後児童クラブプレハブ教室棟 | |
| ■周西小学校区放課後児童クラブプレハブ教室棟 | |

(4) 一次評価の考え方

一次評価では施設ごとに、「ハード（品質）面」、「ソフト（供給・財務）面」の評価から対象施設の再配置に向けた対応分類について定量的な評価を実施し、2つの評価項目によるポートフォリオ分析を行います。

なお、評価結果は偏差値を算出することで、施設の相対的な比較を行います。

① ハード評価内容

「ハード（品質）面」については、評価分類に関わらず、評価対象となる全施設の偏差値を算出して評価を行います。ハード評価の項目は、「老朽度」「劣化度」「耐震状況」「バリアフリー状況」の4項目とし、それぞれの評価内容は以下のとおりです。

ハード評価	評価内容
老朽度	<ul style="list-style-type: none">・築年数を法定耐用年数で除したものを老朽度として偏差値を算出する。・複数棟ある施設は、棟ごとに老朽度を算出し、各棟の延床面積で按分した値の合計を施設全体の老朽度として偏差値を算出する。
劣化度	<ul style="list-style-type: none">・劣化度診断調査による施設の部位ごとの劣化度から算出した施設全体の劣化度をもとに偏差値を算出する。・複数棟ある施設は、棟ごとに劣化度を算出し、各棟の延床面積で按分した値の合計を施設全体の劣化度として偏差値を算出する。
耐震状況	<ul style="list-style-type: none">・旧耐震基準か新耐震基準などをもとに、耐震性の有無を0～1点で評価したものを耐震状況として偏差値を算出する。・複数棟ある施設は、棟ごとに耐震状況を算出し、各棟の延床面積で按分した値の合計を施設全体の耐震状況として偏差値を算出する。
バリアフリー状況	<ul style="list-style-type: none">・施設にバリアフリー設備（スロープ、手すり、車椅子用トイレ等）の有無をそれぞれ0～1点で評価したものをバリアフリー状況として偏差値を算出する。・複数棟ある施設は、棟ごとにバリアフリー状況を算出し、各棟の延床面積で按分した値の合計を施設全体のバリアフリー状況として偏差値を算出する。
合計	<ul style="list-style-type: none">・上記の合計偏差値（老朽度5、劣化度3、耐震状況1、バリアフリー状況1の割合）に基づき、ハード評価の偏差値を算出する。

② ソフト評価内容

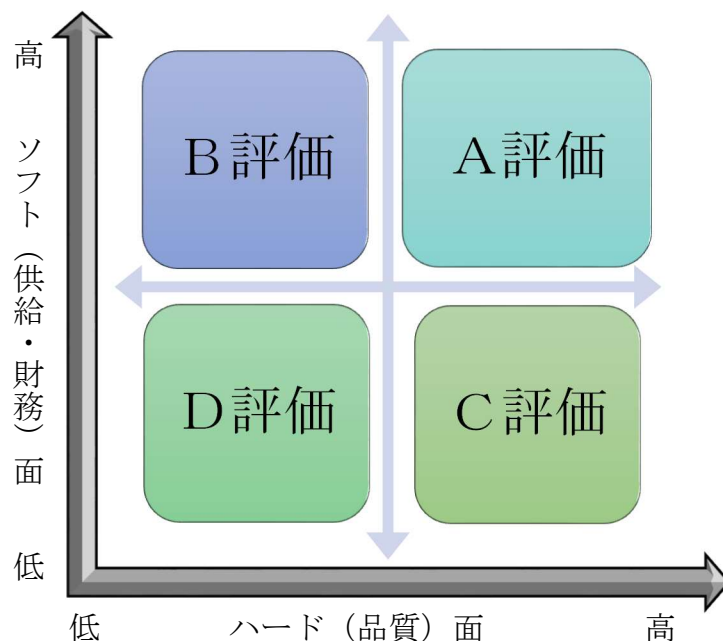
「ソフト（供給・財務）面」については、評価分類ごとに、評価対象となる施設の偏差値を算出して評価を行います。ソフト評価の項目は、「利用度」「経済性」の2項目とし、それぞれの評価内容は以下のとおりです。

なお、施設間の定員数や延べ床面積による差を考慮し、1㎡あたりの指標で評価を行います。

ソフト評価	評価内容
利用度	<ul style="list-style-type: none"> ・1 m²あたりの利用者数を利用度として偏差値を算出する。 ・利用者限定型施設は、定員に対する利用率を利用度として偏差値を算出する。
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出額から歳入額を引いたものを市負担額（※）とし、1 m²あたりの市負担額から偏差値を算出して、評価する。 ※市負担額がマイナスになるものはゼロとする。
合計	<ul style="list-style-type: none"> ・利用度と経済性の平均偏差値をソフト評価の偏差値を算出して、評価する。

③ ポートフォリオ分析

対象施設の「ハード（品質）面」の偏差値を横軸に、「ソフト（供給・財務）面」の偏差値を縦軸にし、評価結果を2次元に配置することで、各施設の傾向から再配置手法の優先順位を明らかにします。



評価区分	施設の傾向	優先して検討する再配置手法	二次評価
A評価	ハード・ソフトどちらの評価も高い施設	施設の予防保全型の維持管理をしながら、継続使用	無
B評価	ソフト評価は高いが、ハードの評価が低い施設	機能の移転や、再整備時に複合化など施設の見直し	有
C評価	ハード評価は高いが、ソフトの評価が低い施設	施設の予防保全や、再整備時の複合化など機能の見直し	有
D評価	ハード・ソフトどちらの評価も低い施設	機能の集約・統合などにより、施設を廃止	有

なお、行政利用型施設等の評価はハード評価のみのため50以上、50以下の区分とし、二次評価を実施する。

3 二次評価

施設の公共が関与する必要性や防災機能などを考慮したうえで、利用圏域や代替性を踏まえ、施設と機能を検討し、今後の各施設の客観的な方向性を定めます。

(1) 利用圏域等の設定

二次評価にあたり、市民一人ひとりができる限り同じ水準のサービスを受けられるように、対象施設の機能に応じ、大きく3段階の利用圏域を設定します。

利用圏域は、市をまたいだ「広域」で検討するレベル、「市域全体」で検討するレベル、旧町村単位の「5地区」で検討するレベルとし、それぞれの圏域内で補完できる施設がないか検討します。

また、各施設を独立型、拠点型、移転型の3つの性質類型に分け、例えば他施設に集約・統合、複合化を検討するにあたり、拠点型施設であれば、移転せずに再整備をしていくことも検討するなど二次評価の中で一つの判断基準として考えます。

【利用圏域の設定】

利用圏域	利用圏域の考え方	例
広域	袖ヶ浦市、木更津市、富津市等の近隣市	市民文化ホール、図書館など
市全	市域全域	市民文化ホール（※） 市役所本庁舎、清掃工場など
地区	君津、小糸、清和、小櫃、上総の各地区	公民館、保育園など

（※）施設の性質によっては、広域と市全域の両方を設定します。

【性質類型の設定】

性質類型	施設分類	例
独立型	特殊な設備などが必要な施設や性質上独立していることが望まれる施設	消防庁舎、上総聖苑、聖地公園など
拠点型	都市計画マスタープランの将来都市構造における都市交流拠点、生活拠点エリア内の拠点となる施設のほか、市民活動や防災機能の中心となる施設など	市役所庁舎、行政センター、公民館、市民文化ホールなど
移転型	上記独立型、拠点型に該当しない施設	保育園、機庫、倉庫など

(2) 一次評価を踏まえた二次評価対象施設

一次評価でA評価となった施設は、二次評価の対象とせず、B、C、D評価となった施設について、二次評価を実施します。

また、一次評価でソフト（供給・財務）面の評価をしていない施設も、全て二次評価を実施します。

二次評価はそれぞれの評価区分に応じて対応するフローチャートで実施します。二次評価で考える再編手法と、評価検討方針は以下のとおりです。

一次評価結果	再編手法	二次評価検討方針
A (ハード高、ソフト高)	継続使用	ソフト、ハード評価ともに高いため、二次評価は実施せず、継続使用
B (ハード低、ソフト高)	集約・統合 複合化 譲渡・民営化	ハード評価が低いため、集約・統合、複合化による他施設への移転を優先して検討する。
C (ハード高、ソフト低)	集約・統合 複合化 転用 譲渡・民営化	ハード評価が高いため、他施設のソフト事業を集約・統合、複合化するなどソフト面の強化や、ソフト面の見直しによる他用途への転用も検討する。
D (ハード低、ソフト低)	集約・統合 複合化 譲渡・民営化 廃止	ソフト、ハード評価ともに低いため、集約・統合、複合化による他施設への移転だけでなく、廃止も検討する。
行政利用型施設等	集約・統合 複合化 転用 譲渡・民営化 廃止	ソフト評価を行っていないため、集約・統合、複合化から転用、譲渡・民営化、廃止まで多くの選択肢を検討する。

各施設のフローチャートの考え方として、上記の再編手法のうち「集約・統合」は施設の共有が可能であり、整備費用の抑制や延床面積の削減効果が高いことから、複合化よりも優先して検討することとします。また、公共が関与する必要性が低いものは積極的に民間への譲渡を検討しますが、避難所としての代替できる施設が近隣にない場合は、公共の所有を前提として考えます。

(3) 二次評価の考え方

定性的な評価を行うため、二次評価におけるフローチャート内の各分岐箇所については、以下の評価項目ごとに、それぞれの評価視点に基づいて判断します。

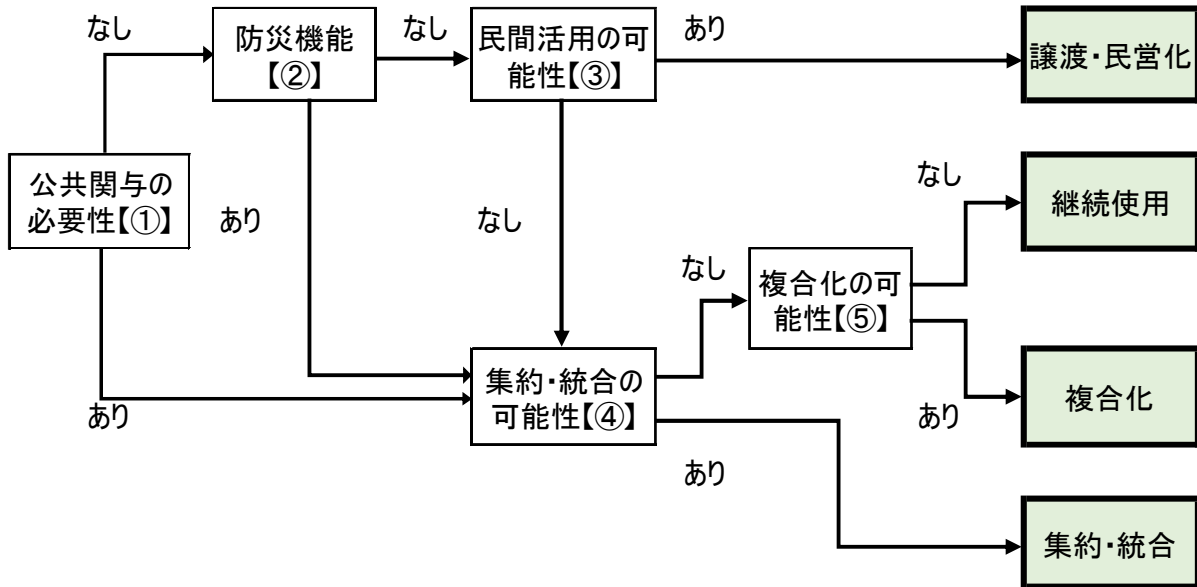
分岐	評価項目	評価視点
①公共関与の必要性	ア 公益性、公平性	一般利用型施設について、限られた人が独占的に使用していない。
	イ 公共サービスの必要性	民間においても同様のサービスが十分提供されていないなど、市が当該サービスを継続する必要性が高い。
	ウ 法的位置づけ	法令等により、自治体による設置が義務付けられている。
	※アに該当しないが、イに該当する場合は公共関与の必要性があると判断する。 ※ア又はイに該当しない施設であっても、ウに該当する場合は公共関与の必要性があると判断する。	
②防災機能の状況	ア 防災拠点の有無	当該施設内に防災拠点(市役所本庁舎、行政センター)機能がある。
	イ 避難所、避難場所の指定	君津市地域防災計画上の指定避難所又は緊急避難場所に指定されている。
	ウ 避難所指定の代替性	指定されている場合、周辺地域に、避難所指定のされていない同規模の延床面積を有する施設があるなど代替可能。
	※アに該当する施設の場合は防災機能があると判断する。 ※イに該当し、ウに該当しない施設の場合は防災機能はがあると判断する。	
③民間活用の可能性	民間、地区への譲渡の可能性	採算性が高いなど民間に譲渡しても利益が見込めるものか。採算性が低くとも、民間に実績やノウハウがあり、活用を見込める。 または、地区での活用が見込める。
④集約・統合の可能性	集約・統合施設はないか	圏域内の同種若しくは類似する機能をもつ施設又は空き公共施設であって、拠点型施設は小規模な移転型施設を、移転型施設は大規模な拠点型施設又は空き公共施設に集約、統合の可能性はある。
⑤複合化の可能性	複合化施設はないか	圏域内の同種若しくは類似する機能をもつ施設又は空き公共施設であって、拠点型施設は小規模な移転型施設を、移転型施設は大規模な拠点型施設又は空き公共施設に複合化の可能性はある。

この他、利用圏域、性質類型を考慮し、集約・統合、複合化の考え方や広域化などの要素について二次評価結果に加えることとします。

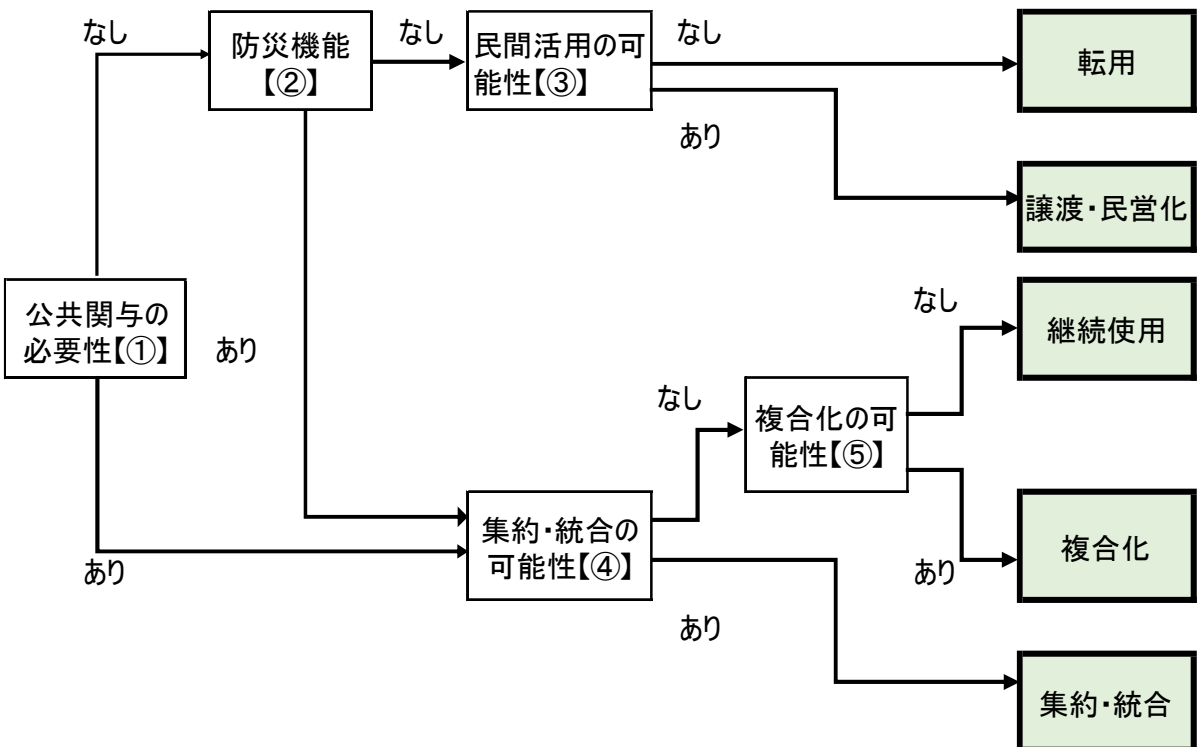
(4) 二次評価フローチャート

一次評価の結果に応じ、それぞれのフローチャートによる二次評価を実施します。

- ① B評価施設の二次評価フローチャート（ハード評価：低い ソフト評価：高い）
 ハード評価が低いため、他施設に集約・統合、複合化することを優先し、移転できないものや拠点としていくものなどに絞り継続使用のため再整備していきます。

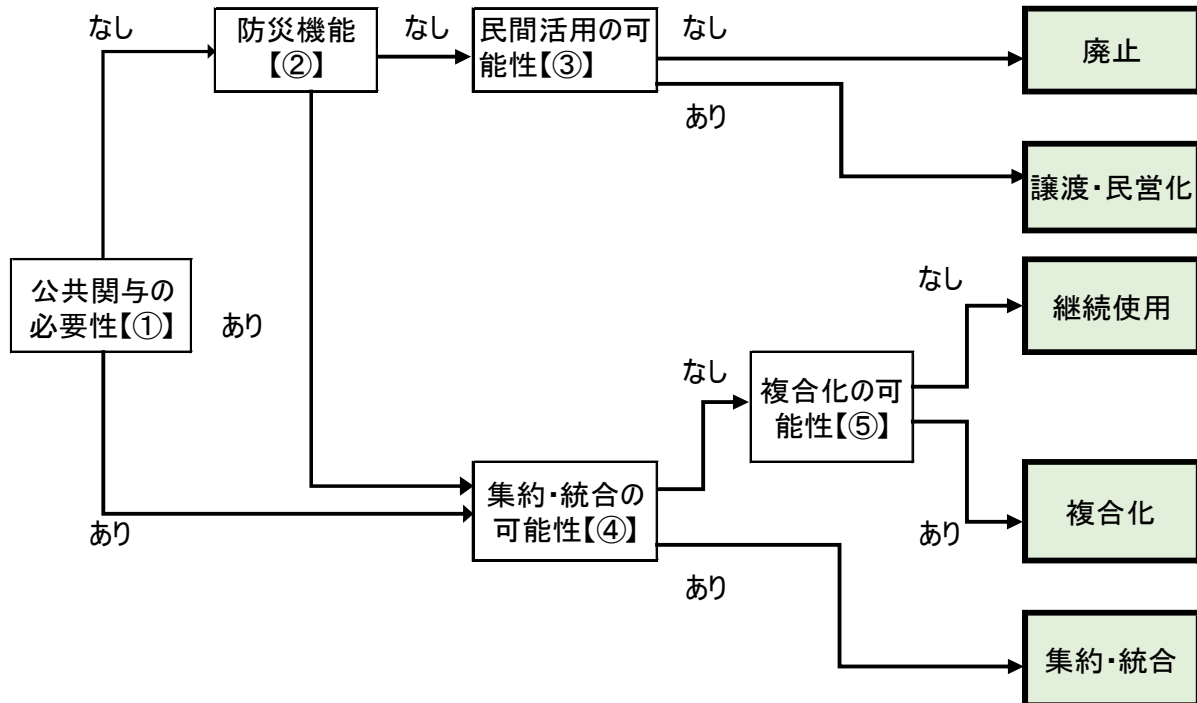


- ② C評価施設の二次評価フローチャート（ハード評価：高い ソフト評価：低い）
 ハード評価が高いため、他施設のソフト事業を集約・統合、複合化したり、譲渡や他用途への転用などによりソフト事業を強化しながら、施設を絞り再整備していきます。



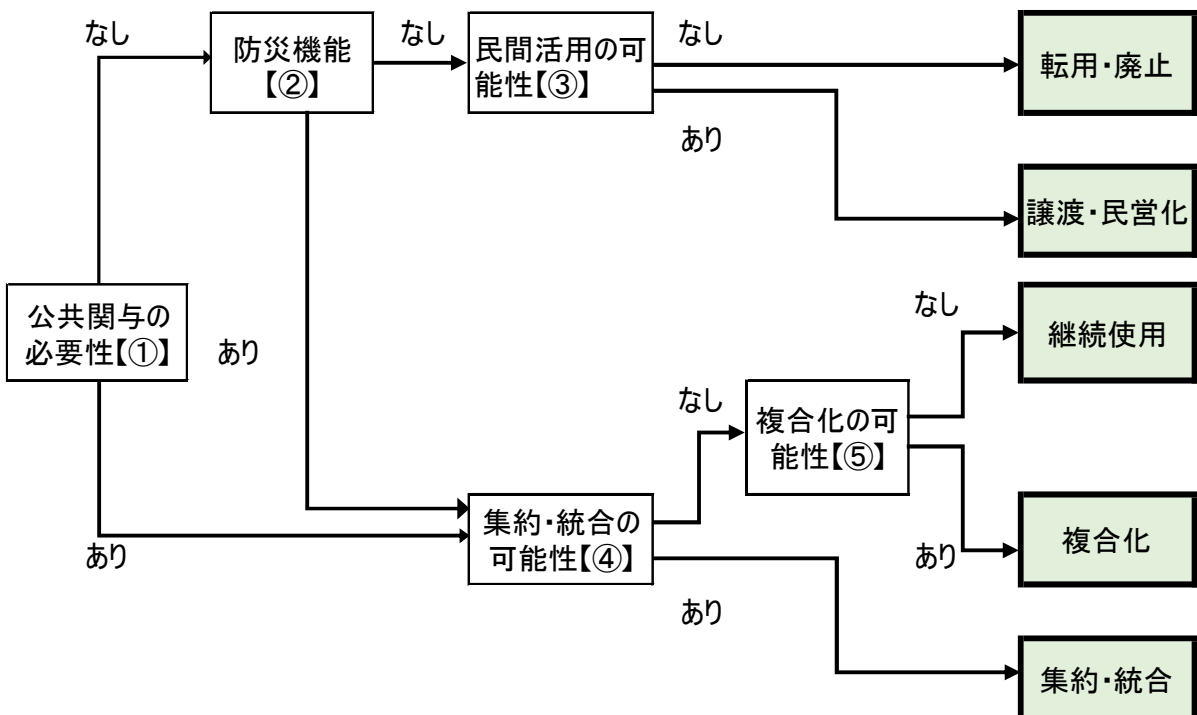
③ D評価施設の二次評価フローチャート（ハード評価：低い ソフト評価：低い）

ソフト、ハード評価ともに低いため、他施設への集約・統合、複合化だけでなく、民営化や廃止などソフト事業の見直しもした上で、施設を絞り再整備していきます。



④ 行政利用型施設等（ハード評価のみ）

ソフト評価を行っていないため、ソフト事業は、慎重に判断をする必要があるが、集約・統合、複合化から転用、譲渡・民営化、廃止まで幅広く見直した上で、施設を絞り再整備をしていきます。



第4章 公共施設再配置の推進に向けて

1 個別施設の方向性

公共施設評価の結果による客観的な評価と、既存の計画や検討などによる方向性を踏まえた現時点での各施設の方向性は、個別施設計画において示すこととします。

なお、個別施設計画については、横断的調整の結果や社会情勢の変化に応じ、地域説明等により市民のコンセンサスをとりながら、今後も方向性の検討を進め、必要な見直しを進めていきます。

2 再配置の推進に向けて

公共施設の再配置を推進するにあたっては、施設の老朽度などのハード面の状況だけでなく、財政フレームに応じた財政負担のバランスも重要となります。

そのため、各施設の個別施設計画とも調整しながら具体的な整備計画として、実施の時期を総合計画に定めていきます。

【推進イメージ】

